

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎ 76-2151 内線 222、223

早割・前納でおトクな割引を

国民年金保険料は、お支払い方法によって割引があるのをご存知ですか。

- ①毎月（早割）だと50円の割引額に！（納付期限よりも1カ月早く口座振替）
- ②納付書又はクレジットカードで前納された場合

前納区分	割引額
2年分前納	14,400円
1年分前納	3,510円
6カ月分前納	800円

③口座振替で前納された場合

前納区分	割引額
2年分前納	15,640円
1年分前納	4,150円
6カ月分前納	1,120円

※②③の割引額は、平成29年度の額です。

平成30年度の割引額は未定です。

※また、6カ月分前納は上期（4～9月分）下期（10～翌年3月分）となります。

口座振替・クレジットカードの前納には、事前の申し込みが必要です。

なお「1・2年分前納」と「上期6カ月分前納（4～9月分）」の申し込み期日は2月末です！

＝前納のお申し込み・問い合わせ先＝
北見年金事務所 国民年金課
☎ 0157-25-9635

平成29年度津別町人権啓発活動地方委託事業

『人権標語コンテスト』入選作品

「人権」とは、人間が人間らしく生きる権利であり、生まれながら持っている権利のことを言います。こども、高齢者、障がい者、外国人などいろいろな場面で人権を守ることが必要です。いじめ・生命の大切さ・思いやりなど人権を尊重し、守ることをアピールする標語を中学生から募集しました。

■最優秀賞

『思いやり 世界の笑顔 作る種』
福井真那さん(2A)

■優秀賞

『その瞳 あなたに伝える SOS』
田島綾夏さん(2A)

■入選

『見て見ぬふり 気づかぬふりも 共犯者』
菊池風紗さん(3A)

『ありがとう やさしい気持ちを もてる子に』
若木優人さん(3B)

『消しゴムで消せないからこそ考えよう 言葉の重さと責任を』
山本 怜さん(2A)

『そばにいる たった一言 友救う』
藤井典子さん(2A)

問い合わせ先 住民企画課住民環境グループ ☎ 76-2151(内線216)



人権イメージキャラクター
人KEN まもる君

消防団員募集

津別消防団では、消防団員を募集しています。津別で暮らすあなただからこそ、地域防災の担い手として活動してみませんか？

○活動の内容は？
消火活動はもちろん、地震や風水害など大規模災害時の救助・救出等に当たります。また、平常時は各種訓練や予防活動を行っています。

○消防団とは？
市町村に設置される公の機関で、消防署と連携して活動します。

○消防団員の立場は？
消防団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員です。

○入団資格は？
・津別町に居住している人
・年齢18歳以上の心身ともに健康な人

○まずはお電話を！
津別消防署 ☎ 76-2189

※知り合いに消防団員がいれば気軽にたずねてください。

津別町青年活動プロジェクト『and』活動報告 No.8

年間通して町内の青年たちが集い、話し合い、交流し、いろんな活動を展開しています

*出張サンタ&成人式お祝い

今年もサンタさんとまる太くんが、クリスマスプレゼントを届けに町内を巡りました♪ 12月16日は児童デイサービス「すきっぷ」さんへ、12月23日から25日は各ご家庭へサプライズ訪問♪ 訪問先でたくさんの笑顔を見られて、メンバーの励みになりました！

1月7日の成人式では、メンバーで新成人の皆さんをお祝いしてきました♪ andお手製の小道具を添えて、記念にチェキで写真をパチリ。撮った写真は皆さんにプレゼントし、大いに盛り上がりました！ (担当：小林)

Facebookをチェック 新メンバー募集中！ 問い合わせ先 中央公民館社会教育グループ ☎ 76-2713

《平成29・30年度自衛官等募集》

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日(1次)
自衛官候補生(男子)	18歳以上27歳未満	年間を通じて行っています。	2月17日(土) 美幌・釧路 2月18日(日) 帯広
予備自衛官補	一般	1月9日(火)～4月6日(金)	4月14日(土)～18日(水)の内1日 帯広・美幌・釧路
	技能		4月14日(土)～18日(水)の内1日 帯広・美幌・釧路
幹部候補生	一般	3月1日(木)～5月1日(火)	5月12日(土)・13日(日) 帯広・美幌・釧路
	歯科薬剤師		5月12日(土) 帯広

詳細 自衛隊帯広地方協力本部北見地域事務所 ☎ 0157-23-6826
募集コールセンター(受付時間:12時～20時)
フリーダイヤル ☎ 0120-063-792 ナビダイヤル ☎ 0570-045-818(携帯電話)

屋根から落ちる雪や氷による危険防止対策のお願い

屋根に積もった雪や氷、つららなどが落ちることで、歩行者がケガなどをしないよう次のような対策をお願いいたします。気温の高い日は、特に注意してください。

- 1、屋根の雪や氷、つららなどが道路に落ちる構造の建物には、事故を防ぐため丈夫な滑り止めなどを付けるようにしてください。
- 2、雪の滑り止めがあっても、強さが足りなかったり、針金などがさびついたりして落ちることもあるので、必ず点検して、悪いところは修繕してください。
- 3、屋根の雪や氷、つららなどは、気温が急に上昇したとき、特にマイナス3度からプラス3度位になったときに落ちやすくなります。歩行者や遊んでいる子供たちに注意すると共に、早めに雪や氷、つららなどを落としてください。
- 4、突出看板などからの落水雪は、少しでも危険です。付着した雪や氷は、こまめに取り除くようにしてください。
- 5、歩行者や車の通行に支障となりますので、屋根などの敷地内の雪は絶対に道路へ出さないでください。
- 6、軒下を通行するときは、屋根からの落水雪に十分注意するようにしてください。
- 7、軒下や道路では、絶対に子供を遊ばせないようにしてください。

問い合わせ先 建設課道路車両グループ ☎ 76-2151(内線251)